

緊急ダーナ用途に係る教区内災害見舞いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、緊急ダーナ(特別会計)の活用について、教区内災害等に対し見舞い金交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生時の対応)

第2条 事務局は、各組長並びに仏教婦人会各組代表者等による、教区内に発生した激甚災害の連絡を受けた時、ダーナ委員長・教務所長と連絡を取り、協議の上取り急ぎ、仏教婦人会会長及び副会長もしくは、仏教婦人会各組代表者が罹災者のもとへ見舞いに出向く。

(委員会の招集)

第3条 報道等による災害状況並びに組長事務所からの災害報告を受け、仏教婦人会会長・副会長及び仏教婦人会各組代表者の見舞い時の状況等を総合し、必要に応じてダーナ委員会を招集する。

(交付の手続き)

第4条 ダーナ委員会は山陰教区対策委員会等の査定を考慮に入れ、災害見舞い金を交付する。

(その他の見舞い金)

第5条 前条に定めのないものでも、災害発生状況により必要ある場合には、ダーナ委員長並びに教務所長及び事務局が協議の上、その都度対応する。

付則

この内規は2008(平成20)年4月1日より施行する。